

令和6年度
三宿地区納涼祭野外売店
仕 様 書

衛 生 学 校

仕様書（その1）

1 業務件名

陸上自衛隊三宿駐屯地で実施する令和6年度三宿地区納涼祭の野外出店及びキッチンカー設置及び販売

2 業務内容

野外出店及びキッチンカーの設置及び販売の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊衛生学校長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、野外出店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間中に使用計画の変更、又は辞退する場合は、事前に乙の承認を受ける必要があるため、使用許可の変更又は辞退の申請を提出すること。

なお、丙の自己都合による使用許可の変更又は辞退の場合、既に納入された国有財産使用料を請求することはできない。

(5) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

なお、継続した場合はこの限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することができない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行出来ること。

- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に野外出売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、別途、北関東防衛局により算定されます。

※国有財産使用料確定時期については、公募により選考された丙の使用申請を乙が協議等を経て許可が決定した後に確定する。

※電気、水等は各業者で準備すること。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。

(甲乙の行事等の都合により出店できない場合も国有財産使用料は返却されません。)

7 業務期日

令和6年7月26日(金)

ただし、各種感染症等、天候不順、情勢不安及び官側の理由等により中止、酒類販売の中止又は規模の縮小の可能性を含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外出売店を管理し、火災・盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び甲が指名した担当職員(以下「甲等」という。)の指示及び本業務遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所での作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。ただし、国有財産使用料に関しては返却しない。

15 業務仕様

- (1) 丙は自ら提出した企画提案書に基づき業務を適切に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 野売店等の設置及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 販売価格は市中価格より割安で販売するものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、出店及び閉店の際には、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類(履歴書(写し))、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 暴力団関係者及び刺青を入れている等、出店業者として相応しくない場合は出店及び入門を許可しない。
- (12) 丙及びその販売員が外国籍を有する者は、駐屯地の出入門に関し、所要の手続きが必要となるので承知すること。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書(その2)のとおり

17 その他

当仕様書に記載されていない事項については別途公募内容の説明において実施する。